

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月6日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

### 委任専決第1号

#### 損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和5年10月27日、スポーツ施設の現場調査時に、該当施設進入路にて発生した物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和6年1月23日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

#### 記

1 事故発生年月日

令和5年10月27日

2 事故発生場所

南あわじ市南淡B&G海洋センター テニスコート進入路  
（南あわじ市福良甲1515番地2）

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因

事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

#### 5 事故の原因

当該施設進入時、前方より車両を確認したため一時停止で待機。相手方車両の停止を待っていたところ、そのまま前進され当方の車両右前方部に衝突される。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
	自家用 軽四輪 (スズキ アルト)	35,658円